

## スポーツ振興くじ（第661回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第145号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成25年10月28日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理 事 長 河 野 一 郎

- 1 スポーツ振興投票の名称  
別紙のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間  
別紙のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
  - (1) 楽天銀行株式会社  
東京都品川区東品川4丁目12番3号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (2) 株式会社ジャパンネット銀行  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (3) 株式会社三井住友銀行  
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類  
別紙のとおり
- 5 指定試合を実施する期日又は期間  
別紙のとおり
- 6 試合当たり投票種類数  
別紙のとおり
- 7 指定試合で対戦するサッカーチーム名  
別紙のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率  
別紙のとおり
- 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額  
別紙のとおり
- 10 その他  
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第661回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
平成25年11月9日(土)～同年11月16日(土)
- ・ **合致の割合の種類**  
開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
  - (1) **toto**(トト)
    - 1等 10割
    - 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
    - 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
  - (2) **mini toto A組**(ミニトト エイクミ)
    - 1等 10割
  - (3) **mini toto B組**(ミニトト ビークミ)
    - 1等 10割
  - (4) **toto GOAL 3**(トトゴールスリー)
    - 1等 10割
    - 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**  
平成25年11月16日(土)及び同年11月17日(日)
- ・ **試合当たり投票種類数**
  - (1) **toto**  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (2) **mini toto A組**  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (3) **mini toto B組**  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (4) **toto GOAL 3**  
1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) **toto**  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
  - (2) **mini toto A組**  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
  - (3) **mini toto B組**  
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
  - (4) **toto GOAL 3**  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
11/16	①	柏レイソル ( 柏 )	大分トリニータ (大 分)
11/16	②	清水エスパルス (清 水)	ベガルタ仙台 (仙 台)
11/16	③	鹿島アントラーズ (鹿 島)	サンフレッチェ広島 (広 島)
11/17	④	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)	栃木SC (栃 木)
11/17	⑤	V・ファーレン長崎 (長 崎)	松本山雅FC (松 本)
11/16	⑥	セレッソ大阪 (C大阪)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
11/16	⑦	大宮アルディージャ (大 宮)	FC東京 (F東京)
11/17	⑧	水戸ホーリーホック (水 戸)	京都サンガF. C. (京 都)
11/17	⑨	ガンバ大阪 (G大阪)	モンテディオ山形 (山 形)
11/17	⑩	ファジアーノ岡山 (岡 山)	カターレ富山 (富 山)
11/17	⑪	東京ヴェルディ (東京V)	徳島ヴォルティス (徳 島)
11/17	⑫	FC岐阜 (岐 阜)	コンサドーレ札幌 (札 幌)
11/17	⑬	愛媛FC (愛 媛)	アビスパ福岡 (福 岡)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) toto

- 1等 10分の7
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3

(2) minitoto A組

- 1等 1分の1

(3) minitoto B組

- 1等 1分の1

(4) totoGOAL3

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) toto

- 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(2) minitoto A組

- 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(3) minitoto B組

- 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(4) totoGOAL3

- 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)